

災害時における防災拠点施設等への燃料等物資の
供給体制の確保に関する協力協定書

始 良 市
始 良 市 石 油 組 合

災害時における防災拠点施設等への燃料等物資の供給体制の確保に関する協力協定書

始良市（以下「甲」という。）と始良市石油組合（以下「乙」という。）は、始良市内において、風水害、地震等による大規模な災害が発生、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、始良市の防災拠点施設等へ優先的に燃料等物資の供給体制を確保することについて、次のとおり協力協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に連携協力して、始良市内の防災拠点施設等へ燃料等物資を優先的に安定した供給体制を確保することで、適切かつ円滑な防災、減災活動を実施し、被害の軽減を図ることを目的とする。

（防災拠点施設等）

第2条 本協定の対象とする「防災拠点施設等」とは、始良市の行政庁舎及び消防車両等、社会的に公共性、重要性が高い施設等をいう。

（燃料等物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給体制の確保を要請する燃料等物資は、乙が保有するガソリン、軽油等の燃料等物資（第4類危険物）とする。

（協力の内容）

第4条 乙が協力実施する内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲が指定する施設、車両及び資機材等への燃料等物資の優先供給体制の確保
- (2) 甲が指定する場所への燃料等物資の優先供給体制の確保
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による協力として行うことが必要と甲が認めたもの

（協力要請）

第5条 甲は、災害時において燃料等物資の供給体制を確保する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 甲は、前項に定める協力を乙に要請するときは、必要事項を明示した「災害時における防災拠点施設等への燃料等物資の供給体制の確保に関する要請書（様式第1）」を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、積極的な協力を努めるものとする。ただし、乙が被災等により協力が困難と判断したときは、この限りで

ない。

(費用)

第7条 乙が前条に規定する協力を要した費用（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(実績報告、請求及び支払)

第8条 乙は、甲の要請を受けて実施した協力について、業務完了後、「災害時における防災拠点施設等への燃料等物資の供給体制の確保に関する実績報告書（様式第2）」を甲の求めに応じて作成し、甲に報告するとともに、費用を請求するものとする。この場合において、報告費用の請求は、災害発生時の混乱を考慮し、可能な限り災害が沈静化した後に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかに乙に対してその費用を支払うものとする。

(補償)

第9条 第6条に規定する協力を従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときの災害補償については、労働者災害保険に係る関係法令に定めるところによるほか、甲乙間で協議して定めるものとする。

(平常時の情報交換及び連絡責任者等)

第10条 甲及び乙は、この協定に関する事務を円滑に行うために、平常時から必要に応じて情報交換を行うものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に「連絡責任者等連絡票（様式第3。以下「連絡票」という。）により報告するものとする。連絡票の内容に変更が生じたときは、速やかに相手方に通知するものとする。

3 連絡票は、この協定の遂行目的以外で使用してはならない。

(防災訓練等への協力)

第11条 乙は、第6条に規定する協力が円滑に遂行できるよう、甲が実施する防災訓練等に可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙のいずれからも何らの意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間、同一条件をもつ

てその効力を有するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

令和 6 年 1 月 31 日

甲 始良市宮島町 25 番地

始良市長

乙 始良市東餅田 1733 番地 1

始良市石油組合

組 合 長

様式第1（第5条関係）

年 月 日

始良市石油組合
組合長 様

始良市長

災害時における防災拠点施設等への燃料等物資の供給体制の確保に関する要請書

災害時における防災拠点施設等への燃料等物資の供給体制の確保に関する協力協定第5条第2項の規定に基づき、以下のとおり協力を要請します。

1 協力内容（第4条）

- 甲が指定する施設、車両及び資機材等への燃料等物資の優先供給体制の確保
- 甲が指定する場所への燃料等物資の優先供給体制の確保
- その他、協定による協力として行うことが必要なもの

2 協力内容詳細

日 時	場 所	協力内容

様式第2（第8条関係）

年 月 日

始良市長 様

始良市石油組合
組合長

災害時における防災拠点施設等への燃料等物資の供給体制の確保に関する実績報告書

災害時における防災拠点施設等への燃料等物資の供給体制の確保に関する協力協定第8条第1項の規定に基づき、以下のとおり報告します。

1 協力内容（第4条）

- 甲が指定する施設、車両及び資機材等への燃料等物資の優先供給体制の確保
- 甲が指定する場所への燃料等物資の優先供給体制の確保
- その他、協定による協力として行うことが必要なもの

2 協力内容詳細

日 時	場 所	協力内容

様式第3（第10条関係）

年 月 日

様

連絡責任者等連絡票

災害時における防災拠点施設等への燃料等物資の供給体制の確保に関する協力協定第10条第2項の規定に基づき、以下のとおり報告します。

団体名称	
所在地	
担当部署	
電話番号	
F A X	
E - mail	

責任者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号 (夜間・休日等)	()
担当者①	所属・役職	
	氏名	
	電話番号 (夜間・休日等)	()
担当者②	所属・役職	
	氏名	
	電話番号 (夜間・休日等)	()

※ この「連絡責任者等連絡票」は、「災害時における防災拠点施設等への燃料等物資の供給体制の確保に関する協力協定」に基づく協力実施以外の目的では使用しないこととする。

始良市石油組合会員

地区	名 称	所 在 地	備 考
始 良	(有) 恒森石油	始良市 東餅田 1733-1	組合長
	あいら共同 (有) 帖佐	始良市 鍋倉 1488-5	
	あいら共同 (有) 三船	始良市 増田 453-5	
	(有) 松田石油商会	始良市 平松 4888-1	
	倉内石油店	始良市 脇元 1788-1	
	(株) 日米鉱油	始良市 西餅田 496-1	10号バイパス
	(株) M i s u m i	始良市 平松 3246-1	始良インター入口
	井上石油 (株)	始良市 西餅田 3128-68	
加 治 木	犬童石油 加治木インター給油所	始良市 加治木町新富町 250	
	岩澤石油 (株)	始良市 加治木町新富町 235-2	
蒲 生	あいら共同 (有) 蒲生	始良市 蒲生町北 2100-1	

事務局 (有) 恒森石油